

第33回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成31年2月12日（火）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）鹿子木康（委員長）、遠藤東路、鞍田炎、宍戸宏行、千葉和彦、望月栄里子、山崎暁彦、吉成宣子（五十音順、敬称略）

（説明者）長沼事務局長、佐藤民事首席書記官、富田刑事首席書記官、平泉事務局次長、近野家裁総務課長、阿部人事第一係長、阿部地裁総務課長、菊池総務課広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（敬称略）

鹿子木委員、千葉委員、山崎委員

(2) 委員長選任

委員の互選により、委員長に鹿子木委員が選任された。

(3) テーマ1「裁判所の採用広報活動について」

ア 裁判所職員広報動画（書記官編、家裁調査官編、女性管理職編、研修編）の視聴

イ 説明者からの概要説明（近野家裁総務課長、阿部人事第一係長）

(4) テーマ1に関する意見交換の要旨

（委員）

御紹介いただいた各種取組は、福島だけでなく全国的なものか。

（説明者）

全国の裁判所に共通する部分もあるが、福島地裁においては、福島

に見合った取組をしており、インターンシップは独自に行っている取組である。

(委員長)

最近の学生が地元志向であるという仮説に関し、学生の印象はいか
がか。

(委員)

確かに地元志向が強いと思う。行政政策学類の卒業生の5割くらい
が公務員志望であるところ、就職先として裁判所に関心がある学生は
多いと思うが、法曹へのイメージは持っていても、事務官や家裁調査
官の業務内容をイメージできている学生は多くないと感じている。

特定の先生が中心となり、裁判所との関係性を持っている現状なの
で、例えば学類や大学院と裁判所が共同して一定のプログラム等を企
画することで、パイプを太くしていければ良いと考えている。

(説明者)

大学の就職支援課及び大学生協からの協力を頂いているが、大学と
の連携という点では不足があるので、課題として検討したい。

(委員)

福島県の大卒程度の採用倍率は、過去には10倍以上であったもの
が、平成29年は3.1倍、平成30年は3.6倍という状況である。
少子化と、東日本大震災以降の大量採用が続いていること、民間企業
の採用意欲が高いこと等が要因と考えられている。

福島県の試験は、問題数が多く出題範囲が広いため、志願者は、ほぼ
公務員講座を受講するなど時間をかけて準備して受験している状況で
ある。より幅広い学部の方や民間企業志望者が受けやすくなるように、
2019年度の採用試験から大卒程度の試験を見直し、行政事務にお
いては出題数を教養10問、専門を半分の20問まで減らしたほか、出

題分野も4分野に減らした。これは、初めての取組で、全国的に見ても、ここまで少ないのは福島だけではないか。民間企業の志望者にも県を受験してもらうことを期待している。

転勤の面で、県は市に比して不利な点であるが、裁判所はいかがか。

(説明者)

採用面接では表面化していないが、内心として地元に残りたいという受験者はいると思う。裁判所は、特定の地域で勤務し続けることができないので、異動について有利な点として押し出すことはできず、個別の事情があれば配慮するという限りで説明している。福島県では筆記試験の内容を見直したと伺ったが、裁判所の筆記試験は最高裁において決めるもので、独自性を出すことは難しい。

(委員)

検察事務官は他の公務員との併願が多く、採用確保に苦慮している最中である。検察事務は特殊なので、実際に検察庁に来てもらっての業務体験会や見学会を重点的に実施している。

(委員)

受験する母数が少なくなっているという要因があると思う。現職の職員が出身校への働きかけをすることはあるか。

(説明者)

O B職員を業務体験会のスタッフとしている。これにより学生との距離感を縮めるような狙いがある。

(委員)

大学においては寄附講座を設けて、企業が社員を派遣している取組があるので、民間で行われている手法を参考として、裁判所においても出前講座の機会を増やすことが考えられる。そのほか「家裁の人」という漫画で裁判所が脚光を浴びたことがあり、映画では職業をテー

マとして取り上げるものが増えている。裏話，苦勞，満足度，充足度等の内容を様々な媒体に乗せていくことも一つの手法である。

(説明者)

福島大学の公務員講座の受講生をターゲットに，出前で業務説明会を実施している。今年度は2回実施しており，いずれにも参加した学生がいる。

(委員)

福島県は，県外に出る若者が全国で2番目に多い県なので，地元志向が強い反面，県外に出る人が多いというミスマッチがある。福島県では，知事が自ら首都圏の若者を集めて，福島の現状を伝え情報発信することも始めている。裁判所においても，県外の福島県出身者への働きかけという視点も持ったら良いかもしれない。

(委員)

ただいま紹介のあった取組は「ふくしま0次会」という，首都圏の若者が集まる場を作って，県知事が福島県に戻ってきてほしいと呼びかけるようなもので，就職説明会とは性質が異なるが，会を通じて県を就職の選択肢の一つとして考えてもらうということもある。

(委員)

裁判所採用パンフレットを見ると，職員の声が紹介されていたり，一日の生活パターンが書かれていたりするなど，細部に渡り良くできていると感じている。ワークライフバランスについては，仕事と家庭の両立というキーワードがあるが，女性職員の割合のほうが多いことに驚いた。昨今関心が高い男性の育児休暇を取得した方を紹介されると一層面白いと思う。やりがいがあっても転勤や残業等があり，休みづらい職業は敬遠されがちである。残業時間や有給休暇の取得率などを掲載するとなお良いと考えている。

(説明者)

裁判所として積極的に取り組んでいる分野であるので、この点については、業務説明会などで学生の不安や疑問を解消し、働きたいと思ってもらえる具体的な話をしたい。

(委員)

裁判所における受験者数の激減を知り、驚いた。裁判所として取り組まなければならないことは、受験者のうち、裁判所に強く興味を持つ層を減らさないことなのか、受験者数全体を減らさないことなのかを考えないといけない。需要から見るだけでなく、供給からも考えなければならないし、大学関係者の目など、複数の視点で見るのが良いと考えている。受験者の減少については、単に分母が減っていることが分子も減っている要因なのかを考えなければならない。弁護士の仕事は、事務官、書記官及び家裁調査官に支えられている。現状、質の高い人材が確保されていると考えているので、今後も受験者数を増やすことのみならず、質の高い人材を確保してもらいたい。

(説明者)

真に裁判所で働きたい方が増えるのが望ましいが、裁判所のみを志望する人は多くなく、公務員志望者が選択肢の一つとして裁判所を受験している実情があると捉えているので、そもそもの受験者数を多く確保することが必要と考えている。それと併せて、他の行政官庁ではなく、裁判所に来てもらうために工夫する必要があると考えている。

(委員長)

裁判所職員の業務にたくさん関心を持ってもらうことと、ミスマッチを減らすという両面があると思う。そのため、受験者には、仕事の内容を理解して受験してもらうことが必要と考える。

本日頂いた委員の御意見を踏まえ、採用広報活動を充実させていき

たい。

(5) テーマ2 「裁判員裁判10周年を迎えての広報活動について」

説明者からの概要説明（菊池広報係長）

(6) テーマ2に関する意見交換の要旨

（委員）

裁判員経験者のうちの多数が良い経験だったとコメントしている。そのような声が国民に届くような場面の確保，増設が必要と考える。

（委員）

検察庁としては，分かりやすく正しい主張立証をブラッシュアップすることで，反射的に裁判員制度広報に寄与していく形になる。

（委員）

辞退率の増加については，当初の「裁判員は辞退できない」という意識が低下したという意味で，制度が浸透してきた結果と捉えることもできる一方，出席率の低下については，制度そのものが軽んじられているという面もあると思うので，裁判員制度広報を考えるに当たっては，なぜ刑事裁判に一般人の参加が求められるに至ったかという原点に立ち返ることも重要と考えている。

（委員）

裁判員は凄惨な写真等を見なければならぬなど，マイナスイメージが先行しているように思う。経験者が良い経験だったと述べているように，裁判員裁判に参加することの個人的なメリットに触れられる機会が増えれば，出席率の向上に繋がると考えている。

（委員）

裁判員の職務などを知ってもらうことも必要だが，裁判員制度を導入した結果，刑事裁判の何がどのように変わったのかという視点でアプローチすると，裁判員裁判に参加することの意義が見えやすいので

はないか。

(委員)

精神的負担軽減など，裁判員への配慮やケアの態勢が整備されていることをもっとアピールしても良いと思う。

裁判員制度導入当初は，企業内においても，従業員が裁判員に選ばれたらどうすればよいのかという話題が飛び交っていたが，今はそのような話はあまり聞こえてこない。国民個人のみならず，企業の制度理解を高めるという視点も有用である。

5 委員の御意見の紹介

(1) 委員会に先立ち委員から提出された御意見（補助席の設置等による傍聴席の拡張及び法廷取材における録音録画）の紹介（阿部地裁総務課長）

(2) 説明（阿部地裁総務課長）

災害等が発生した際の避難等，法廷の安全面を考慮し，法廷の通路には，原則として補助椅子の設置をしないというのが全国的な取扱いであるので，御理解を賜りたい。

法廷内における録音等は認めていないのが一般的な運用であり，この点については，個別の事件における訴訟指揮の問題であって，司法行政の立場から一定の方針を決めることができないものである。

6 次回（第34回）開催について

(1) 日時

平成31年7月12日（金）午後1時15分とすることで了承された。

(2) テーマ

福島地方裁判所における裁判員裁判の運用状況と課題等

7 閉会